

# 身体拘束適正化のための指針

## 1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者及び利用者（以下、「患者等」）の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

## 2. 身体拘束適正化のための体制

### 1) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束適正化のために、身体拘束適正化委員会を設置し、3カ月毎に開催します。

#### (1) 委員会の検討項目

1. 院内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討をします。
2. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討をします。
3. 身体拘束を実施した場合の代替案、拘束解除の検討をします。
4. 身体拘束廃止に関する職員全体への指導・教育をします。
5. 発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化対策を検討します。

#### (2) 身体拘束適正化委員会の構成員

院長（委員長）・看護部長・透析室師長・病棟主任・総務部長・専門職

## 3. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当院においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

身体的拘束その他入院患者等の行動を制限する行為に当たるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示します。

《身体拘束に該当する具体的な行為》

- ・徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢を拘束帯で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、腰ベルト、

車いすテーブルを付ける。

- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を拘束帯で縛る。
- 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- 離床センサーやセンサーマット等を使用する。

## (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

患者等本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、患者等・ご家族への説明同意を得た上で例外的に必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性：患者等本人又は、他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
3. 一過性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要。

## (3) 身体拘束を行う場合の対応

緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合は、意思をはじめ身体拘束適正化委員会を中心に十分な観察を行うとともに経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力します。

1. 本人・家族に対しての説明を行い、同意書を作成します。
  - 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間について検討します。
  - 身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族に詳細を説明し、十分な理解が得られるように努めます。
  - 身体拘束要件に該当しなくなった場合には、速やかに拘束を解除するとともにご家族に報告します。
2. カンファレンスを実施します。
  - 身体拘束適正化委員会の構成員が集まり、①切迫性 ②非代替性 ③一過性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。
  - 拘束による患者等の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う場合の拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討します。

3. 早期の拘束解除に向けた取り組みの検討会を行います。

(4) その他の日常ケアにおける基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- 患者等主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- 言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げないように努めます。
- 患者等の思いをくみとり、患者等の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- 身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努めます。

4. 身体拘束廃止、改善のための職員教育

医療に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

1. 毎年研修プログラムを作成し、1年に1回以上の学習教育を実施します。
2. 新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施します。
3. 新規採用時に研修を実施します。

5. この指針の閲覧について

当院での身体拘束適正化のための指針は当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、患者等及び家族の求めに応じて施設内又はホームページからも閲覧できるようにします。

策定日：2024.4.1

医) 佐藤循環器科内科  
身体拘束適正化委員会